

KITAHAMA^{PLUS} Vol. 15

北浜法律事務所 リーガルマガジン

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

特集

コンプライアンス対応のいま

谷明典 弁護士

コーポレート・会社法/M&A
リスクマネジメント・コンプライアンス
情報・IT

渡辺 徹

弁護士・公認不正検査士

コーポレート・会社法/M&A
リスクマネジメント・コンプライアンス
争訟・紛争解決

法務 Troubleshooting

コスト上昇の価格転嫁に関する
近時の動向

隠れた原因を見逃すことがないように。

実効的な再発防止に
繋がる調査を

ビジネスパーソンの休憩時間

「居眠り八角」の真実

北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビルTEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080

東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワーTEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155

福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

Webinar

わかりやすいと人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。
簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。

特集

弁護士
公認不正検査士

渡辺 徹

コーポレート・会社法／M&A
リスクマネジメント・コンプライアンス
争訟・紛争解決

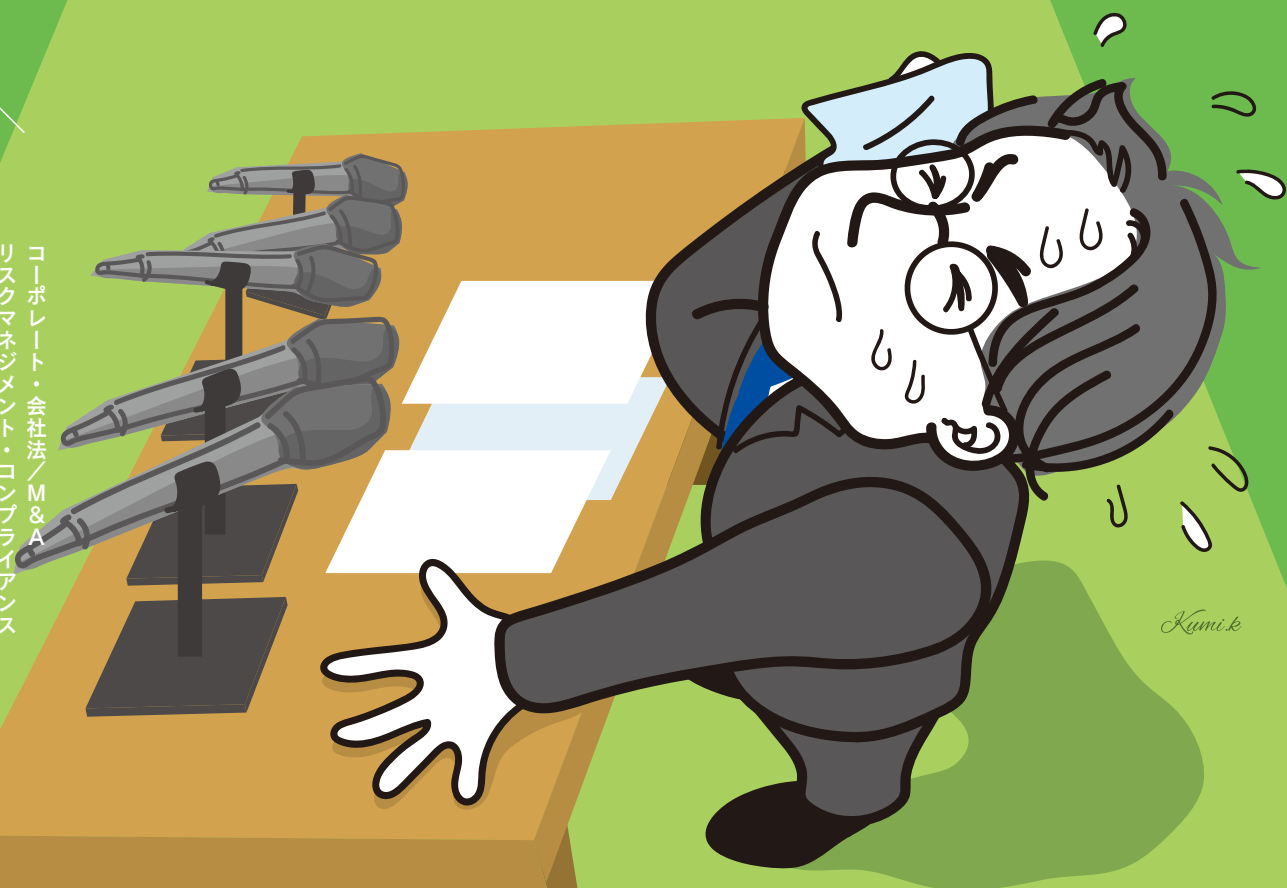
コンプライアンス対応のいま

コンプライアンスが重要視される中、
不祥事対応においてはより厳格さと中立性が求められる傾向にあり、
対応が複雑化しています。
一方で、迅速な対応も欠かせません。
北浜法律事務所のリスクマネジメント・コンプライアンスチームメンバーが、
コンプライアンス対応の傾向と留意点を語ります。

弁護士

谷 明典

コーポレート・会社法／M&A
リスクマネジメント・コンプライアンス
情報・IT



渡辺 徹 弁護士・公認不正検査士

Toru Watanabe

会社法関連分野のパートナー弁護士として、各種M&A、スクイズアウト、株主総会対策、アクティビスト対応、経営権争い、会社訴訟、商事非訟、株主代表訴訟、資本政策、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンス、など多方面から攻めと守りの企業サポートを行っている。大阪地裁の商事専門部より、総会検査役及び業務執行検査役に選任。京都大学法科大学院非常勤講師(会社法実務演習)。



Profile



谷 明典 弁護士

Akinori Tani

金融機関での勤務経験を経て、2009年立命館大学大学院法務研究科修了。コーポレート・会社法を専門とし、M&Aや事業再生、リスク・マネジメントに関する業務を担当。金融全般に関する幅広い経験と深い知識を活かした、経営面に配慮した実践的なアドバイスを強みとしている。ファイナンス分野において拡大を続ける仮想通貨やブロックチェーン技術の活用など、金融と法律、両面の知識からリスクを未然に防ぐためのサポートに力を注いでいる。



Profile



KITAHAMA⁺ PLUS

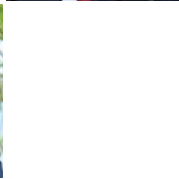
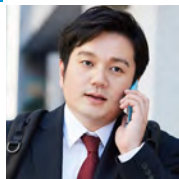
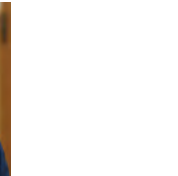
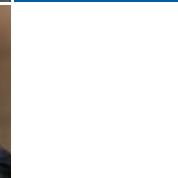
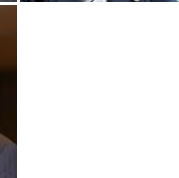
message

ESG経営が問われる中、
不祥事や法令遵守に対する社会の目は昨今より厳しいものになっています。
ひとたび事件が起されば、企業の社会的信用は毀損され、
対応如何によっては企業の存続を揺るがす事態にもなりかねません。
今号の特集は「コンプライアンス対応のいま」というテーマで、
弊所リスクマネジメントの専門チームメンバーが
昨今の事案傾向についてお話しています。
皆様のビジネスのレピュテーションリスクを考える際の
参考にしていただければ幸いです。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



迅速かつ徹底した 調査が求められ、 複雑化する コンプライアンス対応。



コンプライアンス対応、 不正調査の直近の傾向

谷 北浜法律事務所では近年、不正調査や不祥事対応、コンプライアンス対応などの業務を多く手がけていますが、その分野での最近の傾向について、渡辺先生はどのようなお感じでしょうか？

渡辺 最近は一つ一つの案件が大型化し、人的リソースが必要とされるケースが増えているように感じます。特に直近10年間では上場企業を中心に、日弁連が定める「企業等不祥事におけ

る第三者委員会ガイドライン」に準拠する形式で調査が行なわれ、報告書等が開示されるケースが増加傾向にありますね。

谷 それだけ、企業不祥事が起こった際の第三者による公正で適切な調査が、社会的にも要請されてきているということでしょうか？

渡辺 そうですね。また、ITの進化により、フォレンジックが必須の調査も多くなり、その分析結果の確認等にも工数がかかるようになったのも一因かと思っています。

谷 もっとも、不正等の調査に関しては社会的な注目も集めており、迅速な調査、結果の公表が求められることが多いと思います。その点、フォレンジックに関しても、最近はいくつか利用した効率化等も図られていて、迅速化という観点も重視されるようになって来ていますよね。

渡辺 調査に関しては、2つの観点から効率的かつ迅速に行われなくてはなりません。1つは、調査の長期化による証拠の散逸を防ぐため。もう1つは再発防止策を早期に提言するためです。再発防止策を徹底することで、社会的信用を回復させるという側面もあり、不正の実態解明と、原因究明をスピード感を持って進めることが肝要です。ただし、効率化や迅速化を求めるあま

り、調査範囲を必要以上に狭めたり、深度を浅くすることは、真に再発を防止するという観点からもあつてはなりません。

谷 監督官庁や監査法人等から、他に類似の不正はないのかと問われることもありますね。

渡辺 ないことの証明は非常に難しいことです。不正の徴候が他に見られないようなケースでは特に難しいです。ただし、調査報告後に類似の不正が発覚するということはあつてはならないことです。

谷 そういった点でも、実際の調査にあたっては、実態と原因を的確に把握することが求められますね。

危機管理・不祥事対応

渡辺 不祥事対応の中でも、近時ではサイバーセキュリティインシデントの対応なども増加していますね。

谷 そうですね。ランサムウェアを用いたサイバー攻撃の世界的な増加などによって、日本の企業が標的になるケースも増えてきています。

従来は個人情報の流出などが単独で問題になるケースが多かったですが、最近では、サプライチェーンの一角が狙われることによって、その川上、川下



の企業にも大きな影響を及ぼすことも出てきました。そういったケースでは、危機対応を中心に、発生した損害の賠償や取締役の善管注意義務違反といった波及問題に対応していくことが増えています。

事務所の強み

渡辺 北浜法律事務所では、そういった事案に対応するチーム、メンバーを抱えていますので、強みを活かせる分野ですね。

谷 そうですね。東京・大阪・福岡と

複数拠点で実働できるメンバーがおり、私たちが所属するリスクマネジメント・コンプライアンスチームだけでなく、ITプラクティスチームなどの分野毎の専門家が多く在籍しています。案件の大型化や技術化・専門化といった傾向に対応可能なのは私たちの強みです。

渡辺 これまで多くの不正調査・不祥事対応などで培ってきた経験もあり、金商法や会社法、ガバナンスや取締役の責任論といった分野においても、専門性をもった弁護士が適宜チームに参加し、実効性のある調査報告を出すことができます。

ホワイトカラー犯罪関連の調査などでは、検察官出身のメンバーも力を発揮してくれています。様々な分野が絡み合うコンプライアンス対応でも、私たちはチーム力で強力にサポートすることが可能です。

東京・大阪・福岡の複数拠点で
コンプライアンス対応の専門家チームが
問題解決を強力にサポートいたします。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990

<https://www.kitahama.or.jp/>





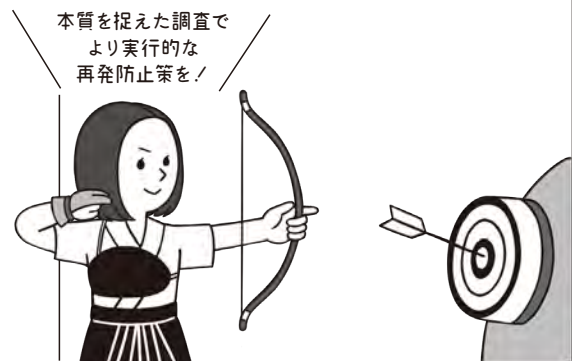
私は、北浜法律事務所に入所する前、検察官として刑事事件の捜査や裁判を担当していました。検察官というと、真相解明のため、被疑者に対して事件に関することを厳しく問い正すような姿をイメージされるかもしれませんが、もっとも、被疑者の再犯を防ぐことも検察官の役割の1つです。また、事実によつては、被疑者のそれまでの歩みや価値観、人間関係といった、必ずしも事件に直接関係するわけではない事情も幅広く調べ、被疑者と共に、事件に影響を及ぼしたと思われる隠れた原因やその解決策を探ることも重視してきました。

昨今、コンプライアンス意識の高まりと共に、企業内で発生した様々な

実効的な再発防止に繋がる調査を

Relay column

隠れた原因を見逃すことがないように。



本質を捉えた調査で
より実行的な
再発防止策を！

竹田 いさか 弁護士

Isaka Takeda

Profile



2012年早稲田大学法務研究科修了。8年間の検事職を経て北浜法律事務所に入所。不正調査、紛争解決（訴訟・交渉等）、コーポレートに関する法律相談を主に扱う。特に不正調査に関しては、検察官としての経験を活かし、将来的な捜査機関への刑事告訴の可能性や、それを踏まえた企業のレピュテーションリスクをも考慮した対応の仕方について、アドバイスしている。

Have a little break

ビジネスパーソンの休憩時間

「居眠り八角」の真実

野村萬斎さん演じる八角（はっかく）は、中堅電機メーカーで、営業の花形である営業第一課に所属しながらも、営業に出向くこともなく毎日デスクで居眠りをしているため、同僚からは「居眠り八角」と揶揄されています。しかし、会社は八角を注意することもないどころか、腫れ物に触るような扱いをする始末…。なぜ八角のみが特別扱いされ

るのか、その理由は、やがて発覚する巨大な企業不祥事とともに徐々に明らかになっていきます。

原作は半沢直樹シリーズなどで知られる池井戸潤さんの小説で、企業が不祥事に手を染める構造をリアルに描いています。

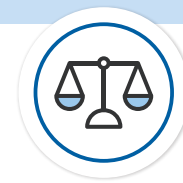
「七つの会議」

監督：福澤克雄
日本／2019年

利光 伸宙 弁護士
Nobuoki Toshimitsu



Profile



法務 Troubleshooting

コスト上昇の 価格転嫁に関する 近時の動向

公正取引委員会は令和4年12月27日に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果』を公表し、中小企業庁も令和5年2月7日に『価格交渉促進月間（2022年9月）フォローアップ調査の結果』を公表しました。

いずれも、人件費、原材料費・エネルギーコストの上昇分を取引価格に反映させる必要性について、価格の交渉の場で協議を行っているか等についての調査であり、価格交渉等への対応が不十分とされた発注側の企業は、独占禁止法、下請中小企業振興法に基づきその旨が社名を含め公表されています。

これらは優越的地位の濫用や下請法違反等の法令違反を認定したものではなく、コストの上昇分の価格転嫁についての協議を促す趣旨での社名公表ということですが、名指しで対応が不十分と指摘された企業は世の中にネガティブなイメージを持たれることは避けられません。

発注側の企業としては、取引先からの取引価格引上げの申出を待つだけではなく、口頭、文書、メール等で取引先に対してコスト上昇の影響について積極的に問いかけを行い、取引価格の変更の必要性について交渉する場を設け、実際に取引価格引上げの合理的な根拠に基づき協議をすること（そして、その記録を残しておくこと）が求められています。

この流れは政府全体として取り組んでいるコスト上昇分の転嫁に関する政策の一環であり、今後もしも引き続き調査が継続していくとみられています。発注側の企業においては、現場担当者に対して、取引先との価格交渉などの実施方法について注意喚起を継続する必要があるでしょう。

簀内 俊輔 弁護士

Shunsuke Yabuuchi

2002年神戸大学大学院法学政治学研究科修了。北浜法律事務所パートナー弁護士。入所後、公正取引委員会にて3年間の特定任期付職員として勤務し、独占禁止法、景品表示法などの違反事件の調査、審判手続への対応などに対応する。現在はそれらの経験を活かし、主に独占禁止法、景品表示法及び下請法に関連する行政庁からの調査に対して企業の代理人としての対応や、社内調査の実施、M&A案件での届出手続支援、コンプライアンス態勢整備や研修講師などを行っている。

Profile



受注者と発注者は協力関係！
どちらかだけが苦しむべきではないのです！



利光 伸宙弁護士の

オススメ
Cinema